

## 令和3年度行政組織の改正について

### 1 組織改正の基本的な考え方

急速に進行する人口減少問題に伴う少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の発生に伴う財政状況の更なる悪化など、深刻化・多様化する政策課題への対応が喫緊の課題となる中、新たな日常構築の原動力となるデジタル化の進展や、多様性と包摂性のある社会を目指す「SDGs」の推進など、新たな時代に取り残されない、持続的な成長を可能とする行政運営に取り組むことが求められている。

このような状況を踏まえ、令和3年度当初の組織改正に当たっては、市民サービスの水準維持及び向上に留意した上で、県都である本市が活力や魅力を取り戻すための政策立案及び政策調整機能の強化を図るための体制整備を行い、一層効果的で効率的な行財政運営に努めることとする。

### 2 改正内容

#### (1) 市長直轄

##### ア 中心市街地活性化推進室の新設

徳島駅周辺を中心とする中心市街地の活力と魅力を取り戻し、新たなにぎわいを創出するため、中心市街地のグランドビジョンを早急に策定し、その実現に取り組む必要があることから、市長直轄組織として、新たに「中心市街地活性化推進室」を設置し、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための計画となる、中心市街地活性化基本計画の策定を行う。

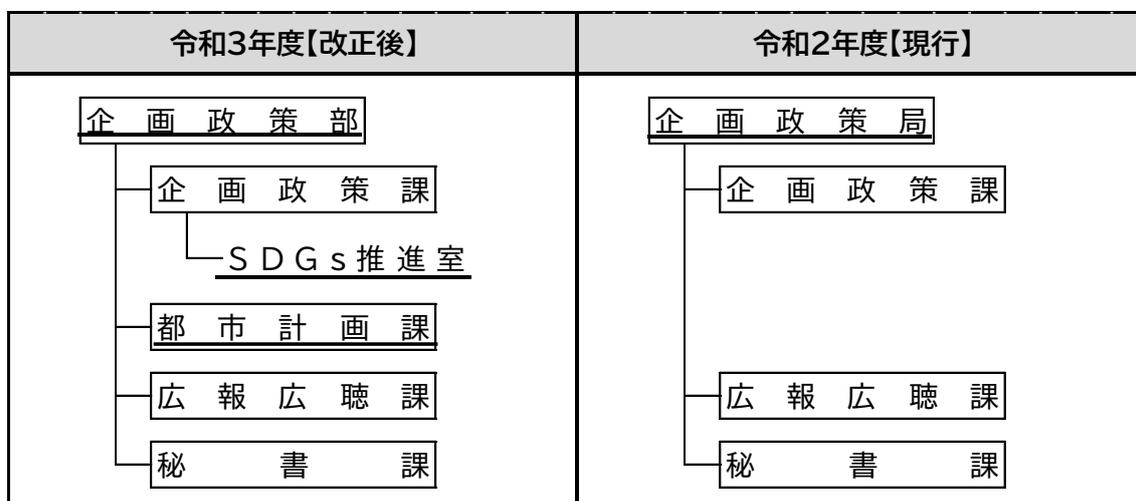
## (2) 企画政策局

### ア SDGs推進室の新設

誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す施策の推進を図るため、企画政策課の課内室として、新たに「SDGs推進室」を設置する。

### イ 都市計画課の新設

徳島市総合計画との整合性を図りながら、重要施策を効果的・効率的に推進することを目的とし、都市計画マスタープランや立地適正化計画など、本市全体に係る主要な計画等を統括管理するため、これまで都市政策課等で所管していた事務を集約し、新たに「都市計画課」を設置するとともに、企画政策局を「企画政策部」に変更する。



### (3) 総務部

#### ア 契約監理課の新設

管財課が所管する物品の取得及び修繕に係る契約等に関すること及び土木政策課が所管する工事に関する請負その他の契約等に関することの事務を一元化し、行政サービス及び事務事業の効率化を図るため、新たに「契約監理課」を設置する。

#### イ 工事検査監等の所轄の変更

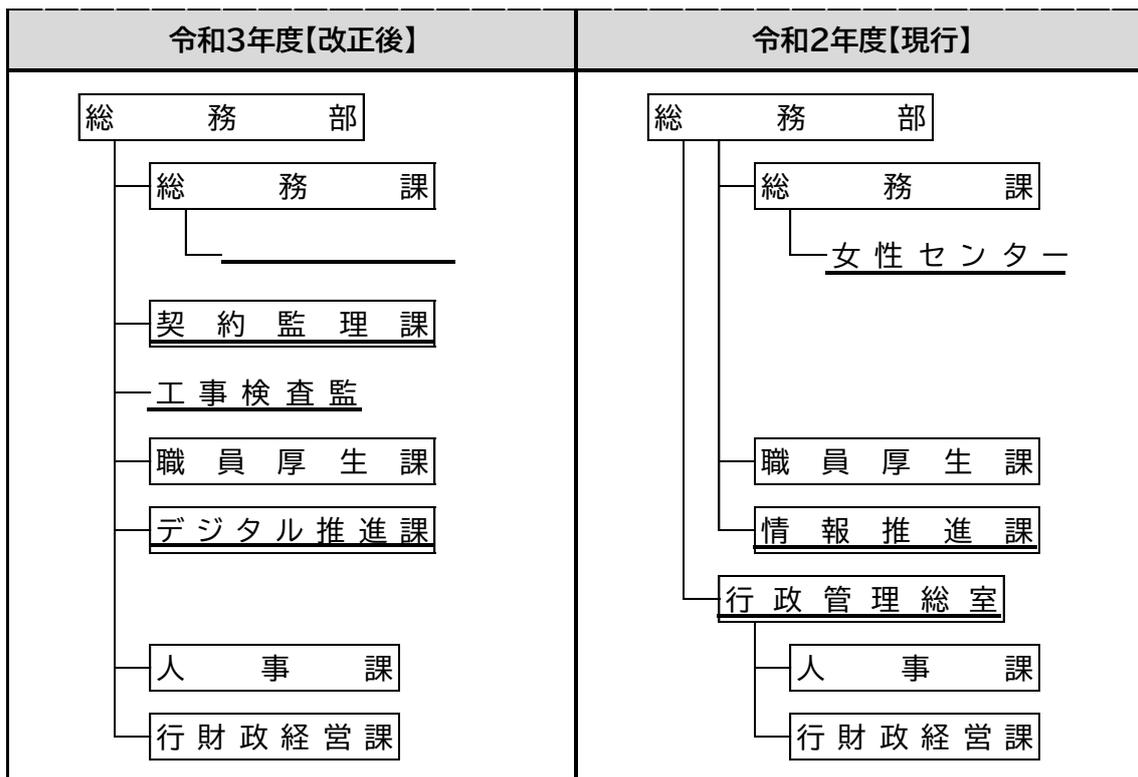
建設工事施工部門である土木部に設置している工事検査監等について、より公正で公平な業務実施体制とするため、総務部で所轄する。

#### ウ デジタル推進課の新設

情報推進課を「デジタル推進課」に変更し、新たな日常構築に必要な、行政サービスのデジタル化推進に、迅速に対応する。

#### エ 行政管理総室の廃止

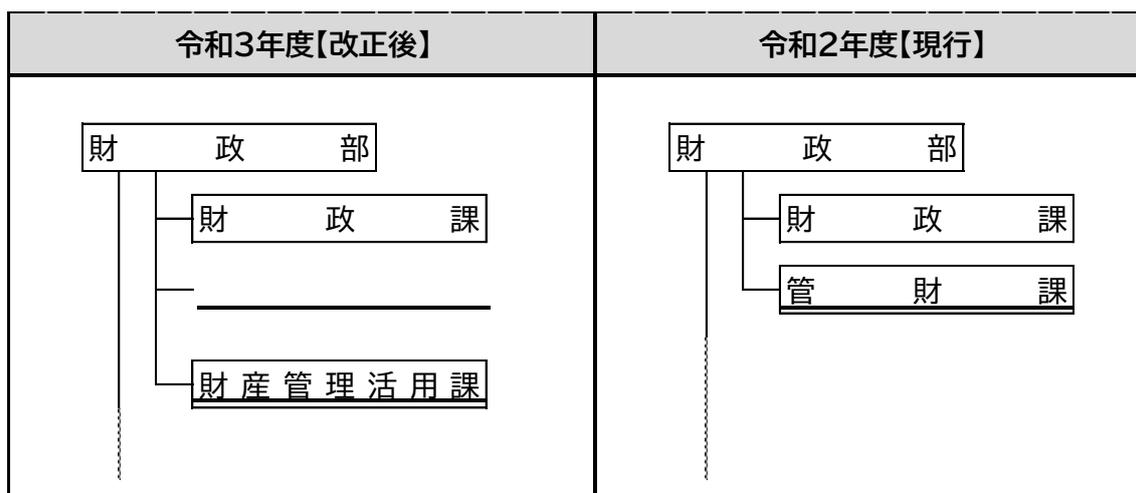
簡素で効率的な業務体制とするため「行政管理総室」を廃止する。



#### (4) 財政部

##### ア 財産管理活用課の新設

管財課を「財産管理活用課」に変更し、管財課が所管する財産の維持管理等に関する事務並びに土木政策課が所管する用地取得審査委員会及び不動産の取得等に関する事務を一元化し、公有財産の有効活用や公共施設の保有量の適正化、また計画的な改修・更新による長寿命化計画を促進する。



## (5) 市民文化部

市民環境部で所轄する「市民生活課」、「市民協働課」、「人権推進課」、「文化振興課」及び「住民課」について、より一層きめ細やかな市民サービスの向上を図るため、「市民文化部」として統括し、市民一人ひとりがいきいきと輝くまちづくりを推進する。

### ア 男女共同参画センターの所轄の変更

男女共同参画の推進について、人権尊重の視点に立った積極的な取組を行うため、総務課が所轄する女性センターを「男女共同参画センター」に変更し、人権推進課の所轄とする。

### イ 渭北福祉館及びしらさぎ台まちづくり活動センターの所管の変更

市民生活課及びまちづくり推進課で所管する渭北福祉館及びしらさぎ台まちづくり活動センターについて、地域住民の各種交流活動の拠点として、地域の個性豊かなまちづくりの推進に一体的に取り組むため、市民協働課の所管とする。

### ウ 文化スポーツ振興課の新設

文化振興課を「文化スポーツ振興課」に変更するとともに、教育委員会です管する社会体育に関する事並びに体育施設の管理及び保全に関する事等の業務を移管し、市民一人ひとりが文化・スポーツ等に親しみ、健康で心豊かな暮らしを実現できるよう、一体的に取り組む。

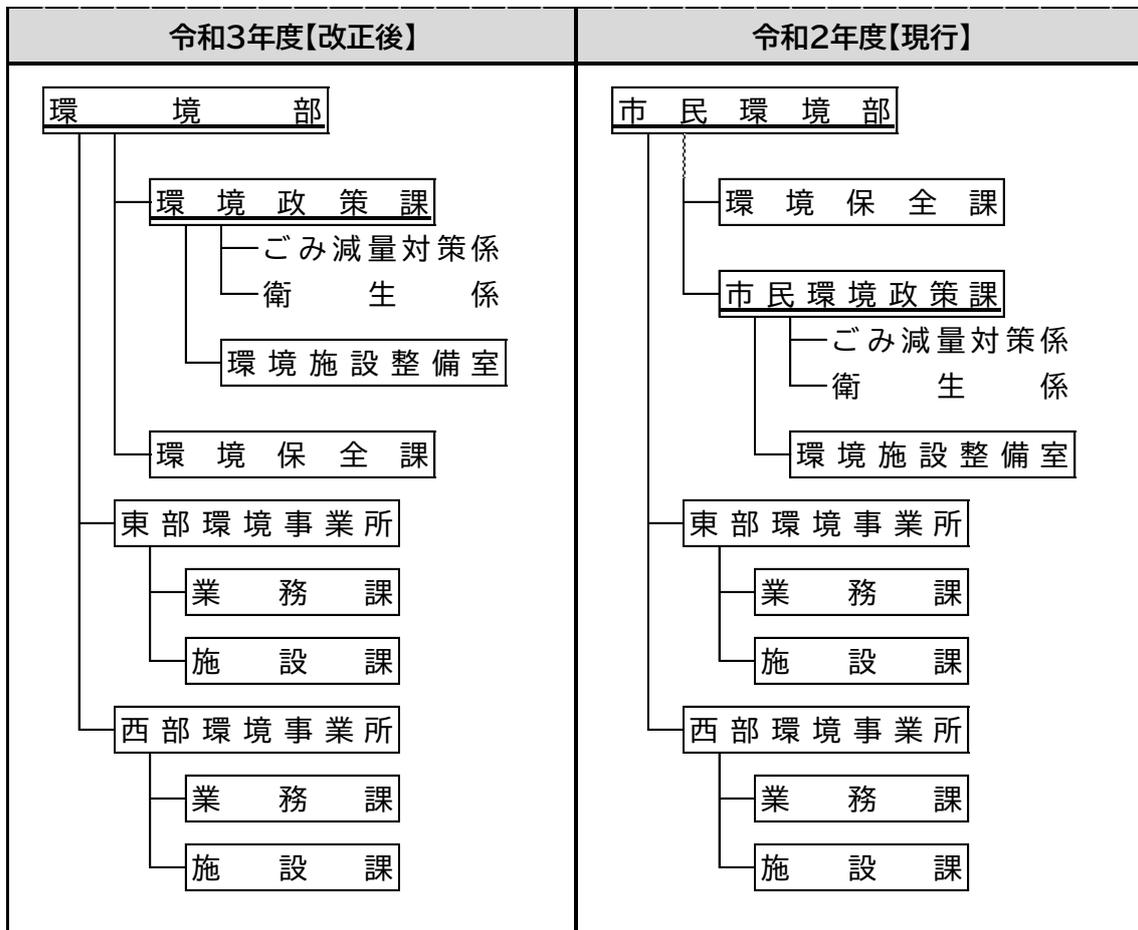
また、経済政策課です管している勤労者体育館についても、同様の体育施設であることから、文化スポーツ振興課に移管する。

令和3年度【改正後】	令和2年度【現行】
<p><b>市民文化部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <b>人権推進課</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 男女共同参画センター</li> <li>— 隣保館（8）</li> <li>— 老人ルーム（8）</li> <li>— 不動共同作業場</li> </ul> </li> <li>— <b>市民生活課</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— さわやか窓口相談室</li> <li>— 消費生活センター</li> <li>— 駅前地下駐輪場</li> </ul> </li> <li>— <b>市民協働課</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 市民活力開発センター</li> <li>— コミュニティセンター(27)</li> <li>— 新浜交流センター</li> <li>— 渭北福祉館</li> <li>— しらさぎ台まちづくり活動センター</li> <li>— 支所（14）</li> </ul> </li> <li>— <b>文化スポーツ振興課</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 文化振興施設</li> <li>— ガラススタジオ</li> <li>— 市立体育館</li> <li>— スポーツセンター</li> <li>— B&amp;G海洋センター体育館</li> <li>— 陸上競技場</li> <li>— 市民運動広場(4)</li> <li>— 市民城内庭球場</li> <li>— 田宮公園プール</li> <li>— B&amp;G海洋センタープール</li> <li>— B&amp;G海洋センター舟艇施設</li> <li>— 球技場</li> <li>— 体操センター</li> <li>— 市民夜間運動場(32)</li> <li>— ライフル射撃場</li> <li>— 勤労者体育館</li> </ul> </li> <li>— <b>住民課</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 庶務係</li> <li>— 住民記録係</li> <li>— 戸籍係</li> <li>— 作成係</li> <li>— 葬斎場</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>市民環境部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <b>市民生活課</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— さわやか窓口相談室</li> <li>— 消費生活センター</li> <li>— 駅前地下駐輪場</li> <li>— 渭北福祉館</li> </ul> </li> <li>— <b>市民協働課</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 市民活力開発センター</li> <li>— コミュニティセンター(27)</li> <li>— 新浜交流センター</li> <li>— 支所（14）</li> </ul> </li> <li>— <b>人権推進課</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 隣保館（8）</li> <li>— 老人ルーム（8）</li> <li>— 不動共同作業場</li> </ul> </li> <li>— <b>文化振興課</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 文化振興施設</li> <li>— ガラススタジオ</li> </ul> </li> <li>— <b>住民課</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 庶務係</li> <li>— 住民記録係</li> <li>— 戸籍係</li> <li>— 作成係</li> <li>— 葬斎場</li> </ul> </li> </ul>

(6) 環境部

環境施策に迅速かつ効果的に取り組むため、「環境保全課」、「市民環境政策課」及び「東西環境事業所」を統括する「環境部」を新たに設置し、生活環境の保全や循環型社会の実現など、環境施策を総合的に推進する。

このことにより、市民環境政策課は「環境政策課」に変更する。



## (7) 経済部

### ア にぎわい交流課の新設

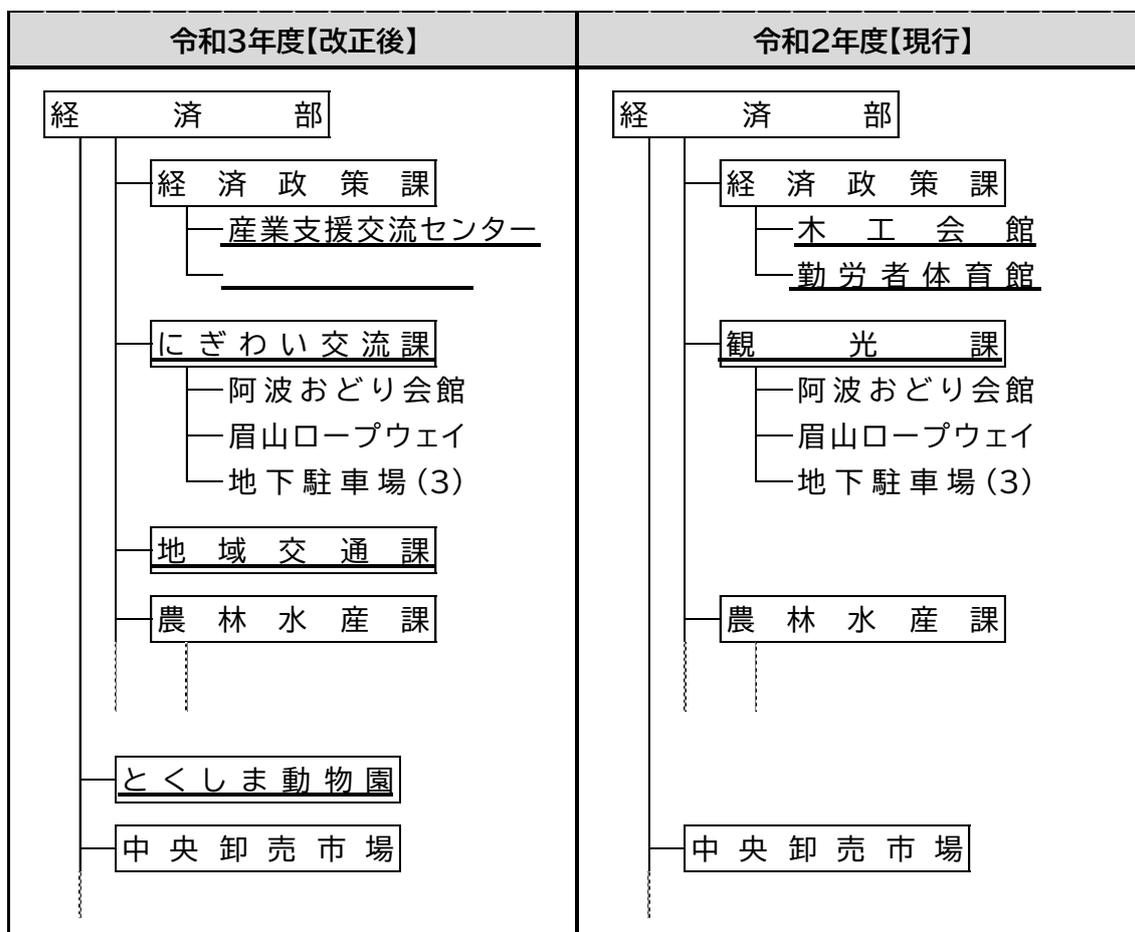
人がにぎわい、魅力と活気にあふれ、誰もが躍動するまちづくりを実現できるように、官民一体となった観光振興を進めるとともに、本市の魅力を積極的に発信し、何度でも訪れてもらえるまちづくりを行うため、観光課を「にぎわい交流課」に変更し、交流人口の拡大を目指す。

### イ 地域交通課の所轄の変更

観光エリアや様々な主要施設をつなぐ利便性の高い交通ネットワークを形成し、本市のにぎわい創出を目指した効果的な交通政策の推進を図るため、都市整備部が所轄する地域交通課について、経済部の所轄とする。

### ウ とくしま動物園の所轄の変更

都市整備部が所轄するとくしま動物園について、観光資源として幅広く活用し、多くの来園者が訪れ、にぎわいのあるまちづくりを推進するため、経済部の所轄とする。



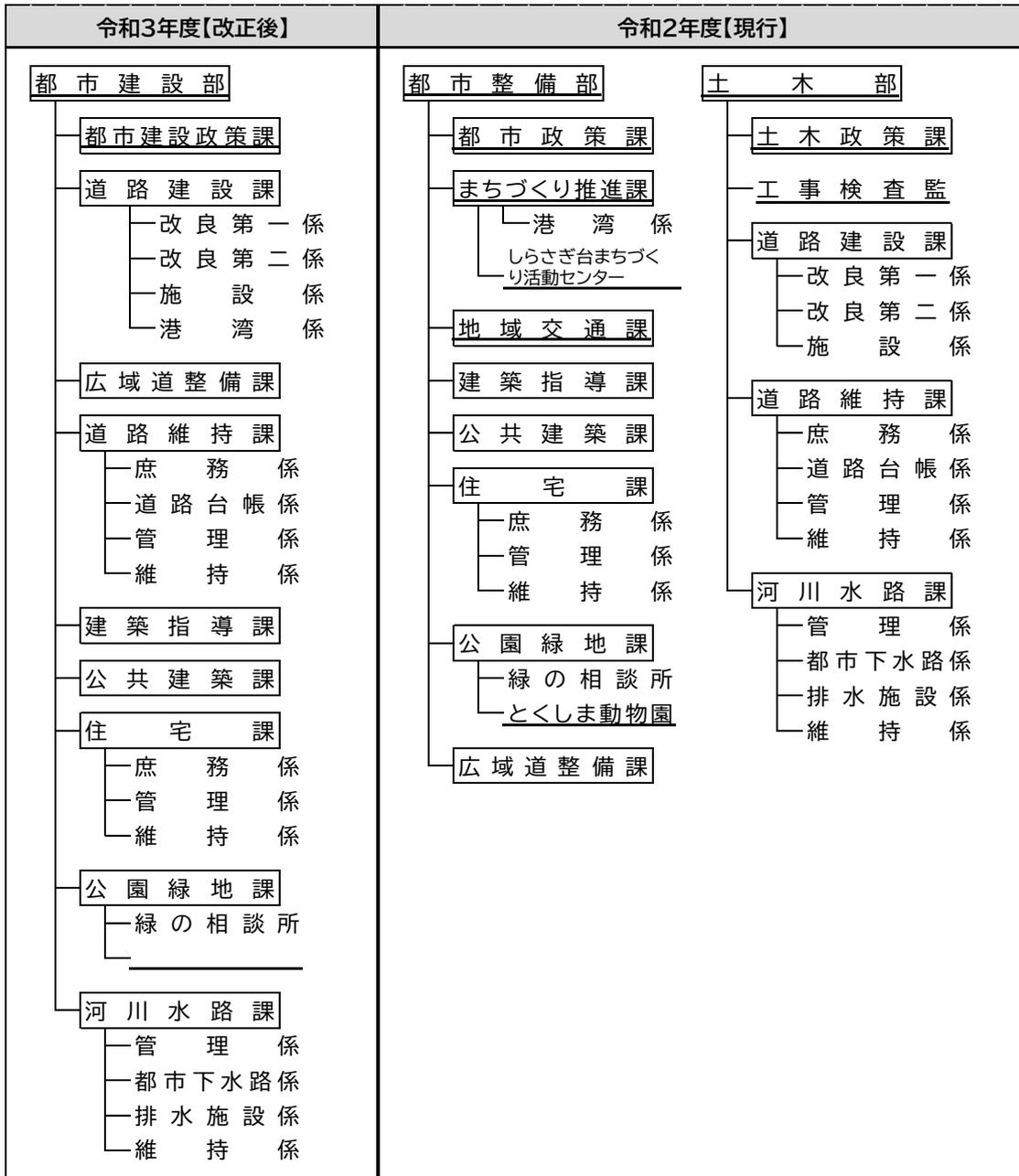
(8) 都市建設部

簡素で効率的な行政運営の推進を図るため、都市整備部と土木部を統合・再編し、都市基盤の整備等を推進する「都市建設部」を新たに設置する。

ア 都市建設政策課の新設

都市政策課とまちづくり推進課の業務を集約し、新たに「都市建設政策課」を設置することにより、都市建設部の主幹課としての役割を担う。

なお、まちづくり推進課で所管する、都市計画道路事業及び港湾関係事務の調整に関する業務は道路建設課に移管する。



3 施行期日

令和3年4月1日（予定）

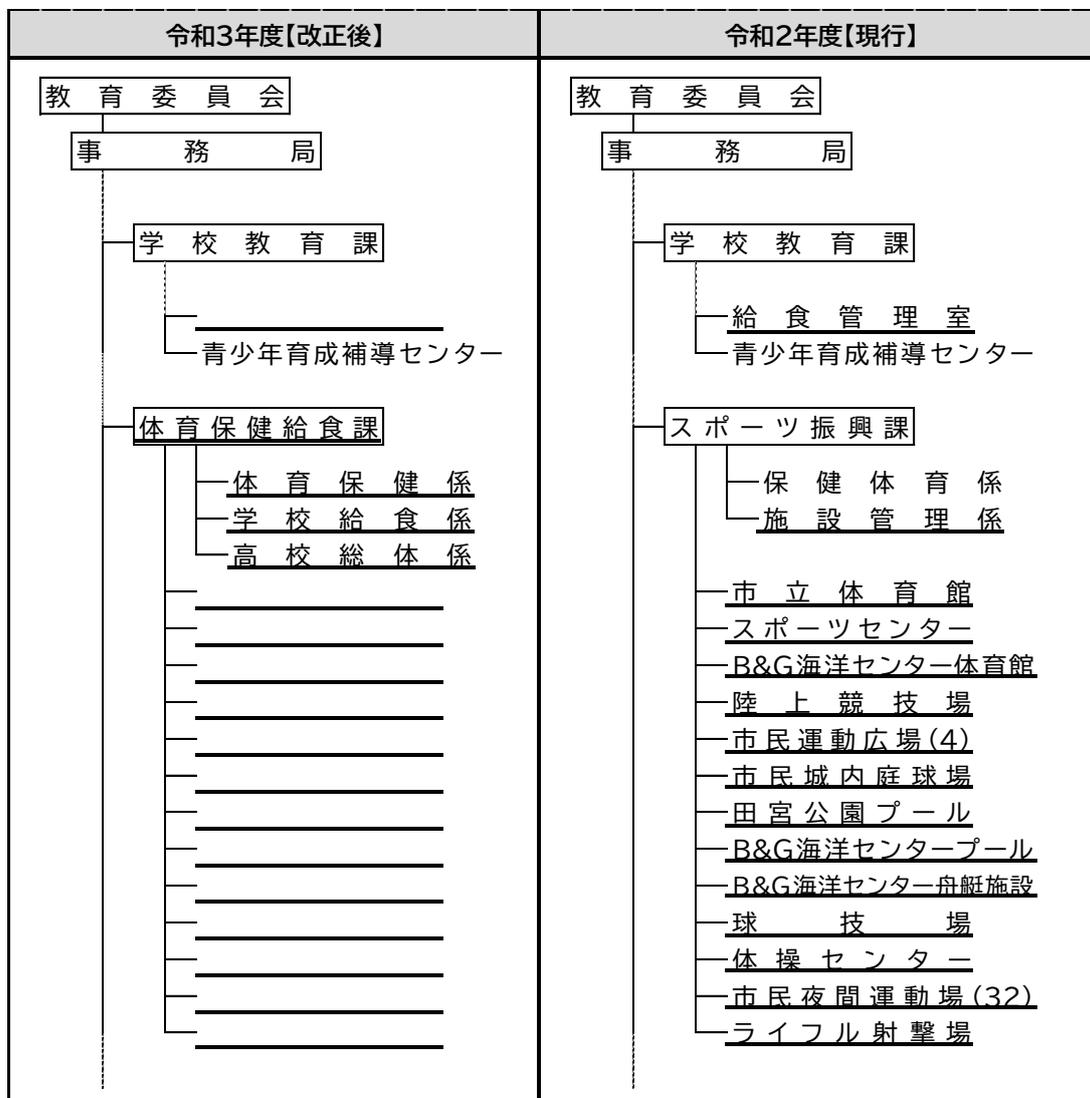
## 令和3年度教育委員会事務局組織の改正について

### 1 改正内容

市民が、各種のスポーツ活動を通じて、生涯にわたり生きがいを創造し、豊かな人生を送ることができるよう、スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く）を市長部局に移管し、文化芸術活動と一体的に取り組む。

#### (1) 体育保健給食課の新設

これまでスポーツ振興課で所管していた学校体育及び学校保健に関すること並びに給食管理室が所管していた学校給食に関することを集約し、新たに設置する「体育保健給食課」で所管する。



### 2 施行期日

令和3年4月1日（予定）